

次世代育成のための

郡山市特定事業主行動計画

計画の基本的な考え方

我が国における急速な少子化の進行に加え、家庭の養育力の低下や子育てにかかわる機会の減少といった社会的背景から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、平成１７年４月に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

現在の地方自治体を取り巻く環境は、厳しい財政状況の下で多様化する市民ニーズに応え、行政サービスの向上を図っていくことが求められております。

本計画は、これらを実現していくための職務遂行とともに、職員が父親、母親として子育てと仕事を両立させ、子どもを生み育てることに喜びを感じることができるよう、職員がお互いに理解と協力をしていく職場環境づくりを目的に策定したものです。

職員一人ひとりが、計画の内容を自分自身にかかわるものとして捉え、お互いの立場を尊重し、協力して計画の推進に努めていくことが求められます。

平成２１年５月１日

郡山市長
郡山市議会議長
郡山市選挙管理委員会
郡山市代表監査委員
郡山市農業委員会
郡山市水道事業管理者
郡山市教育委員会

1 計画期間及び計画の推進

この計画は、平成 21 年 5 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までを計画期間とします。

また、社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて実施状況の確認や計画の見直しなどを行います。

少子化問題って何？

我が国の年間出生数は昭和 48 年以降減少傾向が続いています。合計特殊出生率はピークの昭和 46 年に 2.16 だったものが、平成 17 年には 1.25 となっています。その後、平成 19 年には 1.34 に上昇しておりますが、依然として、長期的に人口を維持できると言われている概ね 2.08 という水準よりも低く、少子化が進行しています。

少子化の要因は、社会・経済の変化全体が関係しており、経済情勢の変化による働き方や消費生活の変化、核家族化の進行、また個人や夫婦の価値観の変化・多様化などによる未婚化・晩婚化などが、大きな要因とされています。

少子化の進行は、労働力人口の減少や消費市場の縮小による経済への影響とともに、高齢化の進行にもつながり、年金、医療、介護などの社会保障費が増加し、国民負担の増大が懸念されます。

合計特殊出生率... 15～49 歳までの女性の年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯に生む子どもの数を推計したもの。

2 各職場における取り組みについて

「計画の基本的な考え方」に基づき、職員の子育てと仕事の両立を図るための職場環境づくりとして、次の取り組みを掲げました。

1 妊娠中や出産後の職員への配慮

職員一人ひとりが利用できる制度を理解し、妊娠中や出産後の職員の健康確保に必要な支援に職場全体で協力します。

本市の出産・育児に関する制度

- ・ **妊婦の通勤緩和** ...
午前 8 時 30 分から 30 分以内
- ・ **妊娠障害休暇** ...
妊娠に起因すると考えられる症状の場合 14 日以内
- ・ **産前休暇** ...
出産予定日を含め 8 週間以内の期間（多胎 14 週間）
- ・ **産後休暇** ...
出産日の翌日から 8 週間の期間
- ・ **配偶者の出産休暇** ...男性取得可
出産直前から産後 3 週間の間で 3 日以内
- ・ **男性職員の育児参加休暇** ...男性取得可
配偶者の産前産後期間中に、生まれた子や上の子（小学校入学前）の育児をする場合 5 日以内
- ・ **育児休業** ...男性取得可
子が 3 歳に達するまでの期間
- ・ **育児休業の部分休業** ...男性取得可
子が小学校就学前である場合、勤務の始め又は終わりに 1 日 2 時間以内
- ・ **育児時間** ...男性取得可
子が 1 歳 3 月に満たない場合、1 日 2 回各 45 分以内
- ・ **子の看護休暇** ...男性取得可
子が中学校に入学する前まで年 5 日以内（子が複数いる場合は年 10 日以内）

目 標

- ◆ 出産や育児に関する制度や趣旨を理解する。
- ◆ 妊娠中の職員が申し出た場合に、必要に応じて業務分担の見直しを行う。
- ◆ 妊娠中または出産後まもない職員を職場全体でフォローし、時間外勤務は本人の状況に配慮しながら命令する。

2 出産や育児への父親のかかわり

子育ては、家庭で協力して行うことが重要であり、父親の育児参加への理解とその環境づくりに努めましょう。

目 標

- ◆ 男性職員も育児に関する休暇制度を活用し、主体的に育児に参加する。
- ◆ 男性職員が育児に参加しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

3 育児休業等を取得しやすい職場環境づくり

次世代を担う子どもたちの育ちにかかわることの重要性に、職場全体で理解を深めることにより、育児休業等を取得しやすい職場をつくりましょう。

職場の環境づくりのために考えてみよう

父親も育児休業等を取得できることを全職員が理解する。
休暇を取得する職員を、職場全体で支える体制を整える。
職員の育児休業等により必要な場合に、業務分担の見直しなどを図る。
育児休業中の職員が不安なく職場復帰ができるように、職場や業務に関する近況を連絡するなどのコミュニケーションを保つ。
協力する気持ちと感謝する気持ちが職場環境を良好にする。

目 標

- ◆ 育児休業中の職員と職場のコミュニケーションを図る。
- ◆ 育児休業等の取得や育児休業からの復帰がスムーズにできるように、職場全体で支援する。

4 時間外勤務の縮減

子育て中の職員をはじめ、業務が集中する時期には、職場全体で協力しあうことが必要です。職員一人ひとりが時間外勤務を減らすよう心がけましょう。

時間外勤務を減らすために

よく「スクラップアンドビルド」と言われますが、私たちの業務は「ビルド」されることは頻繁にあります。一方、「スクラップ」されることはなかなかありません。それは今まで行っていた業務を「スクラップ」することへの不安と、「スクラップ」することに対する“負”のイメージが大きいためではないでしょうか。

本市の財政・職員状況を踏まえ、職員一人ひとりが積極的に事務事業の簡素化・合理化に取り組み、職場全体の協力体制の中で時間外勤務を減らす努力が必要です。

毎週水曜日の「ノー残業デー」を活用し、家族と過ごす時間をつくる。

「ノー残業デー」当日は所属長等が積極的に退庁を促し、定時退庁しやすい雰囲気づくりを行う。

上司は各職員の事務量のバランスを考慮し、事務を適正に配分する。

各職場で時間外勤務の状況を的確に把握し、時間外勤務の多い職員の事務量の見直しなどを行う。

職場内研修等により職員一人ひとりが業務に関する能力を高め、組織のレベルアップに努める。

新規事業等は必要性を十分に検討して実施し、既存の事務は積極的に簡素化・合理化に取り組む。

目 標

- ◆ 職場内の「無理」「無駄」「ムラ」の“3ム”をチェックし、事務を改善する。
- ◆ 「つきあい残業」「だらだら残業」はしない。
- ◆ ノー残業デーには定時退庁し、家族と過ごす。

5 休暇の有効な活用

休暇の有効な取得に努め、家族で過ごす時間を増やすことなどにより、コミュニケーションを図り、充実した家庭生活を送りましょう。

年次有給休暇等を活用して家族とともに過ごすために

「お父さんはいつも家にいない人」などという状況になってはいませんか？

子育てにかかわることができるのも一生のうちの限られた時間です。家族で共有する時間を増やすことにより、有意義な家庭生活を目指しましょう。

年次有給休暇等の計画的な取得で、子どもと過ごす時間を増やす。

保育所、幼稚園、小学校等の行事や地域の行事に積極的に参加する。

ゴールデンウィークや夏期休暇期間等を活用した連続休暇の取得や、週休日・休日に連続させた休暇取得により、家族とともに有意義な時間を過ごす。

休暇の取得がしやすい職場の雰囲気醸成するため、所属長等は自ら率先して休暇取得に努める。

目 標

- ◆ 休暇の計画的な取得等により、家族と過ごす時間を増やす。
- ◆ 子どもと過ごす時間をつくり気持ちをリフレッシュして、仕事にも積極的に取り組む。

本市の「職業生活と家庭生活の両立支援」への最近の取り組み

「配偶者の出産休暇」の取得方法の変更

取得の単位をこれまでの日単位から、日または時間単位で取得できるようになりました。

「男性職員の育児参加のための休暇」の導入

配偶者の産前産後期間中に、生まれた子や上の子（小学校入学前）の育児をする場合5日以内で取得できます。日または時間単位で取得できます。

「子の看護のための休暇」の取得事由の拡大

取得できる子の対象を、これまでの小学校就学前から中学校就学前までに拡大しました。

3 その他の対策について

私たちは、本市職員としてこの「特定事業主行動計画」を推進していくだけではなく、一人の社会人として、次世代育成支援対策に率先して取り組み、支援していくことが求められています。

（１） 子どもを連れて来庁する方への気配り

子どもを連れて市役所を訪れた方が、安心して利用できる気配りが必要です。ベビーベッド、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレや、おむつの交換ができるベビーコーナーなどを設置していますので、市民の方がこれらの設備を利用しやすいような気配りが大切です。

（２） 親子のふれあいを大切にする

共働き家庭の増加により、親子のふれあう機会が少なくなっています。より良い生活環境の中で子どもが育っていけるように、親子のふれあう機会を増やし充実させる必要があります。

子育てが楽しく、親子ともに充実した時間を過ごすことができるように、地域で行われる行事や保育所、幼稚園、学校で行われる行事に積極的に参加し、親子のふれあう時間を増やしていきましょう。

(3) 家庭の役割を見つめなおす

家庭は私たちが社会生活を営むうえで、もっとも基本となるものです。

また、これまでも述べてきたように、子育てにおける家庭の役割はとても重要です。子育てをとおして家庭の役割を見つめなおし、豊かな家庭生活をおくるためにも、親子でふれあう機会を増やしていきましょう。

おわりに

この計画は、職員一人ひとりが次世代育成の重要性を認識し、自分自身に関わることとして取り組み、また、それぞれの職場において取り組むことにより、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会環境が形成されていくことを期待するものです。

私たち一人ひとりがお互いを支え合う気持ちを持って、取り組んでいく必要があります。